



平成30年5月8日

各 位

会社名 アサヒホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長 寺山 満春  
(コード番号 5857 東証第1部)  
問合せ先責任者 企画部長 澤田 正晴  
(TEL 03-6270-1833)

### 業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、2018年5月8日開催の取締役会において、2015年度より導入している業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)の継続および一部改定に関する議案(以下「本議案」という。)を、2018年6月19日開催予定の第9期定時株主総会に付議することといたしました。

また、同時に当社主要子会社(以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。)においても、本制度の継続および一部改定に関する議案を、2018年6月中旬頃開催予定の対象子会社の定時株主総会(当社および対象子会社の定時株主総会を、以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、各対象会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)を対象に、当社グループの業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本議案を本株主総会に付議することを決定いたしました。
- (2) 本制度の継続にあたっては、対象会社ごとに、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「本信託」といいます。)と称される仕組みを採用しており、2018年度以降の本制度の継続にあたっては、本信託の信託期間を延長します。

##### 2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、従前の制度から以下の点を一部改定いたします。

###### (1) 各対象会社が拠出する金銭の上限額

本制度は、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象(以下「対象期間」という。)として、対象取締役への報酬として本信託へ拠出することのできる金銭の上限を合計300百万円(うち、当社取締役分は200百万円)として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、本信託へ拠出できる金銭はかかる上限に服することになります。

なお、当該金銭の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

(2) 対象取締役が交付を受ける当社株式の数の算定方法および上限

原則として信託期間中の毎年5月に、同年3月31日で終了した事業年度における役位および各事業年度の連結営業利益の業績目標達成度に応じて対象取締役にポイント数が付与され、2021年5月31日時点におけるポイント数の累積値に応じて当社株式の交付が行われます。

1ポイントは当社普通株式1株とし、当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

なお、1事業年度当たりに対象取締役に対して付与するポイント総数の上限は40,000ポイント(うち、当社取締役分は27,000ポイント)として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、対象取締役が付与を受けることができるポイント数は、かかるポイント数の上限に服することになります。

また、対象期間に関して対象取締役に対して交付を行う当社株式の総数は120,000株(うち、当社取締役分は81,000株)を上限とします。

(3) 基準ポイント数および業績連動係数

信託期間中の各事業年度において対象取締役に付与されるポイント数は以下の計算式によって決定されます。

【計算式】

下記①に定める「基準ポイント数」× 下記②に定める「業績連動係数」

① 基準ポイント数

対象事業年度において、対象取締役の基準ポイント数は以下のとおりです。

対象取締役の役位	基準ポイント数
当社の取締役	3,200ポイント
子会社の代表取締役	2,400ポイント
子会社の取締役	1,600ポイント

※兼務者は上位付与対象者としてポイント付与を行い、重複付与は行いません。

② 業績連動係数

各事業年度の「連結営業利益」の業績目標達成率に応じて、以下のとおりとします。

業績目標達成率	業績連動係数
100%以上	1.0
50%以上	0.5
50%未満	0

(4) 対象取締役に対する当社株式の交付の方法および時期

受益者要件を充足した対象取締役に対し、2021年8月に、上記(2)ならびに(3)で算出される数の当社株式について本信託から交付が行われます。

以上

## 【ご参考】

### ●信託契約の内容

- |            |   |
|------------|---|
| ① 信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)                                       |
| ② 信託の目的    | 対象取締役に対するインセンティブの付与   |
| ③ 委託者      | 当社  |
| ④ 受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                     |
| ⑤ 受益者      | 対象取締役のうち受益者要件を充足する者   |
| ⑥ 信託管理人    | 対象会社と利害関係のない第三者(公認会計士)  |
| ⑦ 信託契約日    | 2016年2月2日(2018年8月に変更予定)   |
| ⑧ 信託の期間    | 2016年2月2日 ~ 2018年8月31日<br>(2018年8月の信託契約の変更により、2021年8月31日まで延長予定) |
| ⑨ 制度開始日    | 2016年2月2日   |
| ⑩ 議決権行使    | 行使しないものとします。  |
| ⑪ 取得株式の種類  | 当社普通株式  |
| ⑫ 取得株式の上限額 | 300百万円(信託報酬・信託費用を含みます。)   |
| ⑬ 株式の取得時期  | 2018年8月上旬 ~ 2018年9月20日(予定)                                      |
| ⑭ 株式の取得方法  | 株式市場より取得  |
| ⑮ 帰属権利者    | 当社  |
| ⑯ 残余財産     | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。          |

### ●信託・株式関連事務の内容

- |          |  |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行っております。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当行株式の交付事務を行っております。     |

以上